

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行(海外私募)に関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役社長：庄山悦彦 / コード番号：6501)は、取締役会の決議による委任に基づく2004年9月21日付の執行役社長の決定により、発行総額1,000億円となる2009年満期A号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債500億円と2009年満期B号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債500億円(以下「本新株予約権付社債」と総称)を発行することとしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

なお、本新株予約権付社債は、海外特別目的会社であるSaman Capital Limited(ケイマン諸島法人)(以下「Saman社」)が全額を取得し、Saman社は、本新株予約権付社債を担保とした数種のリパッケージ債を発行するとともに、野村證券株式会社との間で新株予約権を対象としたデリバティブ取引を行います。

<資金調達の目的等>

当社は、中期経営計画「i.e. HITACHI プラン」を策定し、日立グループの成長を担う基幹事業や日立グループが強みを発揮できる事業を注力事業と位置付け、収益力の向上と財務体質の強化を進めています。今回の資金調達は主として、これらの注力事業等を強化し、中長期的な継続的成長を実現するための設備投資、研究開発投資等の先行投資資金の調達を目的としています。

これまで当社は、資金調達の多様化を図り、資金使途と市場環境にあわせた資金調達を機動的に行ってきました。この基本方針に従い、転換社債の償還資金として2003年5月に普通社債、2004年9月にはシンジケートローンによる資金調達を実施しました。

今般の資金調達にあたっては、転換社債型新株予約権付社債の発行により、先行投資資金を低コストで確保するとともに、中期的には新株予約権付社債の転換による財務体質の強化を企図しています。

<本新株予約権付社債の特徴>

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンにて発行することにより金利コストを最小化するとともに、新株予約権の諸条件を柔軟に設定することにより、一株当たり利益の希薄化に配慮しつつ株価上昇時には円滑な転換を促し、財務体質の強化を図ることを目指しています。

本新株予約権は、一株当たり利益の希薄化を抑制するために、当初転換価額は時価を大幅に上回る水準に設定する予定であり、また、転換を制限する条項も付与しています。更に、転換価額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

修正条項を付与することにより、当社株価が当初転換価額を超えて上昇した場合、それに伴って転換価額が上方修正されるため、一株当たり利益の希薄化を更に抑制することが可能となります。なお、株価が下落した場合、転換価額が下方に修正されますが、修正される場合の下限価格を現在の株価より十分高い水準で設定する予定であり、希薄化が限定されるものと考えています。

また、転換価額修正条項は、当社株価が当初転換価額を超えて上昇した場合、転換価額が上方に修正される前に転換権を行使するインセンティブとして機能するため、株価上昇時には円滑な株式への転換が促進されることが期待されます。更に、本新株予約権付社債の各号債における転換価額の修正時期をそれぞれ異なるものとする事で、転換時期も分散されることが期待されます。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

本新株予約権付社債の概要

1. 株式会社日立製作所 2009 年満期 A 号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

株式会社日立製作所 2009 年満期 A 号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 1.において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。)

2. 発行総額

500 億円

3. 社債の発行価額

本社債額面金額の 100%(各本社債の額面金額 500 万円)

4. 社債の利率

利息は付さない。

5. 新株予約権の発行価額

無償とする。

6. 払込期日及び発行日

2004 年 10 月 19 日(ロンドン時間)

7. 募集方法

本新株予約権付社債は、野村證券株式会社をアレンジャーとしてケイマン諸島法人である Saman Capital Limited に対して、第三者割当の方法(海外における私募)によって発行する。

8. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権付社債所持人が本新株予約権を行使した場合、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下 1.において、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債所持人による本新株予約権の行使請求にかかる本社債の発行価額の合計額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権行使の際に生じる 1 株未満の端数は切捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、当社所定の単元未満株式の買増請求権は放棄され、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 新株予約権の総数

10,000 個

(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための 1 株当たりの額(以下 1.において、「転換価額」という。)は、以下のとおりとする。

(i) 当初転換価額

当社執行役社長庄山悦彦(以下 1.において、「本決定者」という。)が爾後決定する。

(ii) 転換価額の修正

転換価額は、2005 年 10 月 9 日及び 2007 年 10 月 9 日(いずれも日本時間とし、以下 1.において、それぞれ「第 1 決定日」及び「第 2 決定日」といい、「決定日」と総称する。)までの各 30 連続取引日(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所(以下 1.において、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の終値の平均値の95%の1円未満を切上げた金額に、第1決定日にかかる修正については2005年10月19日、第2決定日にかかる修正については2007年10月19日(いずれも日本時間とし、以下I.において、それぞれ「第1効力発生日」及び「第2効力発生日」といい、「効力発生日」と総称する。)以降、それぞれ修正される(但し、いずれの場合も、本決定者が爾後決定する修正転換価額の下限金額(第1決定日に関しては、第1効力発生日(同日を含む。)まで、第2決定日に関しては、第2効力発生日(同日を含む。)まで、下記(iii)の調整に服するが、本(ii)の修正には服さない。)を下限とする。)

各決定日の翌日から各効力発生日(当日を含む。)までの期間に下記(iii)に従い転換価額が調整された場合、上記修正転換価額は更に調整される。

(iii) 転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で当社普通株式を交付する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は譲渡価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には、当社が有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

(4) 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき金額の算定の理由

本決定者が爾後決定する。

(5) 新株予約権の行使期間

2004年11月2日から2009年10月5日の営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで。但し、下記9.(1)(イ)及び(ロ)記載の当社の選択による本社債の繰上償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日における営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで、また、下記9.(1)(二)記載の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009年10月5日より後に本新株予約権を行使することはできない。さらに、本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求日の23時59分(ロンドン時間)、すなわち日本時間では翌暦日に発生し、同暦日を本新株予約権行使効力発生日とする。

(6) 新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権付社債所持人は、2004年11月2日以降、上記(5)記載の期間中、東京証券取引所における当社普通株式の終値がある1取引日において有効な転換価額の115%の1円未満を切捨てた金額以上となった場合に限って、本新株予約権を行使することができる。かかる場合、当社は、直ちに、本新株予約権付社債所持人に通知する。

(7) 新株予約権の消却事由

本新株予約権の消却事由は定めない。

(8) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切上げた額とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(9) 期中に本新株予約権の行使があった場合の取扱

期中の本新株予約権の行使により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(5)に定める本新株予約権効力発生日の属する配当支払期間(毎年3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月間をいう。)の期初に行使があったものとみなしてこれを支払う。

9. 社債に関する事項

(1) 社債の償還方法及び期限

満期償還

2009年10月19日に本社債額面金額の100%で償還する。

期中償還

(イ) 税制変更による繰上償還

日本の税制の変更等により、当社が本社債にかかる追加支払義務に基づき追加支払を要する旨受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を避けられない場合、当社は、30日以上60日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知を行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で償還することができる。但し、ある日に本社債にかかる支払をしたとすれば追加支払義務が課せられる最も早い日から90日前の日より前にかかる償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、(i)法的かつ実務的に可能となった場合、当社は、かかる株式交換又は株式移転の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受取るべき数の当社普通株式を有する当社株主がかかる株式交換又は株式移転により受取ることのできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を、本新株予約権付社債所持人が、上記8.(5)記載の期間中、その行使の請求により受取ることができるようにするため、完全親会社となる会社をして受託会社が了解する補足信託契約を締結させる最善の努力をし、(ii)上記(i)の取引が法的若しくは実務的に可能でない場合又は最善の努力をしても上記(i)の取引を構築できない場合、当社は、自ら又は完全親会社となる会社をして、本新株予約権付社債所持人に対し、(x)かかる株式交換又は株式移転の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受取るべき数の当社普通株式を有する当社株主がかかる株式交換又は株式移転により受取ることのできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を行使によって受取ることができ権利を付した又は(y)本新株予約権付社債と同等の経済的利益を付した、本社債と同一条件の新社債を本新株予約権付社債と交換する申出を行う又は行わせる最善の努力をしなくてはならない。上記(ii)の申出がなされたがすべての本新株予約権付社債所持人に受入れられない場合、又は上記(ii)の取引が法的若しくは実務的に可能でない場合若しくは最善の努力をしても上記(ii)の取引を行えない場合、当社は、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、30日以上60日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知をし、申出がなされなかったか又は当該申出が受入れられなかった残存する本社債の全部(一部は不可)を下記に定める償還価格で償還することができる。

2004年10月19日から2005年10月18日まで	104%
2005年10月19日から2006年10月18日まで	103%
2006年10月19日から2007年10月18日まで	102%
2007年10月19日から2008年10月18日まで	101%
2008年10月19日から2009年10月18日まで	100%

(ハ) 新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、その保有する本社債を2008年10月17日に、その額面金額の100%で償還することを当社に対し請求する権利を有する。かか

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

る請求権を行使するために、本新株予約権付社債所持人は、上記償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中に所定の様式の償還通知書に当該本新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める新株予約権行使代理人に預託することを要する。かかる償還を請求した本新株予約権付社債所持人は、当該本社債の償還とともに当該本社債に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。

(二) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定の事由が発生し、受託会社が本社債の期限の利益の喪失を当社に通知した場合、当社は残存する本社債の全部を額面金額で償還する。

(2) 買入消却

当社又は当社の子会社(信託証書に定義される。)は、公開市場又はその他において、いつでも本新株予約権付社債を買入れ、保有又は売却することができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合、その選択により当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄したものとみなされる。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合、当該子会社は、その選択により当該本新株予約権付社債を放棄し、消却のために当社に交付することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、これらと同時に放棄されたものとみなされる。

(3) 新株予約権付社債の券面様式

無記名式の新株予約権付社債券

(4) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(5) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

10. 上場取引所

該当なし。

11. 代用払込に関する事項

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

株式会社日立製作所 2009 年満期 B 号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

株式会社日立製作所 2009 年満期 B 号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 II.において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。)

2. 発行総額

500 億円

3. 社債の発行価額

本社債額面金額の 100%(各本社債の額面金額 500 万円)

4. 社債の利率

利息は付さない。

5. 新株予約権の発行価額

無償とする。

6. 払込期日及び発行日

2004 年 10 月 19 日(ロンドン時間)

7. 募集方法

本新株予約権付社債は、野村證券株式会社をアレンジャーとしてケイマン諸島法人である Saman Capital Limited に対して、第三者割当の方法(海外における私募)によって発行する。

8. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権付社債所持人が本新株予約権を行使した場合、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下 II.において、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債所持人による本新株予約権の行使請求にかかる本社債の発行価額の合計額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権行使の際に生じる 1 株未満の端数は切捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、当社所定の単元未満株式の買増請求権は放棄され、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 新株予約権の総数

10,000 個

(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための 1 株当たりの額(以下 II.において、「転換価額」という。)は、以下のとおりとする。

(i) 当初転換価額

当社執行役社長庄山悦彦(以下 II.において、「本決定者」という。)が爾後決定する。

(ii) 転換価額の修正

転換価額は、2006 年 4 月 9 日及び 2008 年 4 月 9 日(いずれも日本時間とし、以下 II.において、それぞれ「第 1 決定日」及び「第 2 決定日」といい、「決定日」と総称する。)までの各 30 連続取引日(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所(以下 II.において、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の終値の平均値の 95%の 1 円未満を切上げた金額に、第 1 決定日にかかる修正については 2006 年 4 月 19 日、第 2 決定日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

にかかる修正については2008年4月19日(いずれも日本時間とし、以下II.において、それぞれ「第1効力発生日」及び「第2効力発生日」といい、「効力発生日」と総称する。)以降、それぞれ修正される(但し、いずれの場合も、本決定者が爾後決定する修正転換価額の下限金額(第1決定日に関しては、第1効力発生日(同日を含む。)まで、第2決定日に関しては、第2効力発生日(同日を含む。)まで、下記(iii)の調整に服するが、本(ii)の修正には服さない。)を下限とする。)

各決定日の翌日から各効力発生日(当日を含む。)までの期間に下記(iii)に従い転換価額が調整された場合、上記修正転換価額は更に調整される。

(iii) 転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で当社普通株式を交付する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は譲渡価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には、当社が有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

(4) 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき金額の算定の理由

本決定者が爾後決定する。

(5) 新株予約権の行使期間

2004年11月2日から2009年10月5日の営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで。但し、下記9.(1)(イ)及び(ロ)記載の当社の選択による本社債の繰上償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日における営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで、また、下記9.(1)(二)記載の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009年10月5日より後に本新株予約権を行使することはできない。さらに、本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求日の23時59分(ロンドン時間)、すなわち日本時間では翌暦日に発生し、同暦日を本新株予約権行使効力発生日とする。

(6) 新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権付社債所持人は、2004年11月2日以降、上記(5)記載の期間中、東京証券取引所における当社普通株式の終値がある1取引日において有効な転換価額の115%の1円未満を切捨てた金額以上となった場合に限って、本新株予約権を行使することができる。かかる場合、当社は、直ちに、本新株予約権付社債所持人に通知する。

(7) 新株予約権の消却事由

本新株予約権の消却事由は定めない。

(8) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切上げた額とする。

(9) 期中に本新株予約権の行使があった場合の取扱

期中の本新株予約権の行使により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(5)に定める本新株予約権効力発生日の属する配当支払期間(毎年3

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

月 31 日及び 9 月 30 日に終了する各 6 ヶ月間をいう。)の期初に行使があったものとみなしてこれを支払う。

9. 社債に関する事項

(1) 社債の償還方法及び期限

満期償還

2009 年 10 月 19 日に本社債額面金額の 100%で償還する。

期中償還

(イ) 税制変更による繰上償還

日本の税制の変更等により、当社が本社債にかかる追加支払義務に基づき追加支払を要する旨受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を避けられない場合、当社は、30 日以上 60 日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知を行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で償還することができる。但し、ある日に本社債にかかる支払をしたとすれば追加支払義務が課せられる最も早い日から 90 日前の日より前にかかる償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、(i)法的かつ実務的に可能となった場合、当社は、かかる株式交換又は株式移転の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受取るべき数の当社普通株式を有する当社株主がかかる株式交換又は株式移転により受取ることのできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を、本新株予約権付社債所持人が、上記 8.(5)記載の期間中、その行使の請求により受取ることができるようにするため、完全親会社となる会社をして受託会社が了解する補足信託契約を締結させる最善の努力をし、(ii)上記(i)の取引が法的若しくは実務的に可能でない場合又は最善の努力をしても上記(i)の取引を構築できない場合、当社は、自ら又は完全親会社となる会社をして、本新株予約権付社債所持人に対し、(x)かかる株式交換又は株式移転の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受取るべき数の当社普通株式を有する当社株主がかかる株式交換又は株式移転により受取ることのできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を行使によって受取ることができる権利を付した又は(y)本新株予約権付社債と同等の経済的利益を付した、本社債と同一条件の新社債を本新株予約権付社債と交換する申出を行う又は行わせる最善の努力をしなくてはならない。上記(ii)の申出がなされたがすべての本新株予約権付社債所持人に受け入れられない場合、又は上記(ii)の取引が法的若しくは実務的に可能でない場合若しくは最善の努力をしても上記(ii)の取引を行えない場合、当社は、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、30 日以上 60 日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知をし、申出がなされなかったか又は当該申出が受け入れられなかった残存する本社債の全部(一部は不可)を下記に定める償還価格で償還することができる。

2004 年 10 月 19 日から 2005 年 10 月 18 日まで	104%
2005 年 10 月 19 日から 2006 年 10 月 18 日まで	103%
2006 年 10 月 19 日から 2007 年 10 月 18 日まで	102%
2007 年 10 月 19 日から 2008 年 10 月 18 日まで	101%
2008 年 10 月 19 日から 2009 年 10 月 18 日まで	100%

(ハ) 新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、その保有する本社債を 2008 年 10 月 17 日に、その額面金額の 100%で償還することを当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本新株予約権付社債所持人は、上記償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中に所定の様式の償還通知書に当該本新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める新株予約権行使代理人に預託するこ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

とを要する。かかる償還を請求した本新株予約権付社債所持人は、当該本社債の償還とともに当該本社債に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。

(二)債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定の事由が発生し、受託会社が本社債の期限の利益の喪失を当社に通知した場合、当社は残存する本社債の全部を額面金額で償還する。

(2) 買入消却

当社又は当社の子会社(信託証書に定義される。)は、公開市場又はその他において、いつでも本新株予約権付社債を買入れ、保有又は売却することができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合、その選択により当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄したものとみなされる。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合、当該子会社は、その選択により当該本新株予約権付社債を放棄し、消却のために当社に交付することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、これらと同時に放棄されたものとみなされる。

(3) 新株予約権付社債の券面様式

無記名式の新株予約権付社債券

(4) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(5) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

10. 上場取引所

該当なし。

11. 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

参考資料

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取金は、主として、日立グループの成長を担う基幹事業や日立グループが強みを発揮できる事業など将来の成長が見込まれる注力事業における先行投資に充当する予定です。

(2) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行されるため、金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

配当については、中長期的な事業計画に基づき、市場競争力の維持や収益の向上に不可欠な設備投資や研究開発等を実行するための内部資金の確保と配当の安定的な成長を念頭に、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して決定することとしています。加えて、自己株式の取得についても、事業計画、財政状態及び市場の状況等を勘案しながら機動的に対応することとしています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記の方針に基づき、2004年3月期の1株当たり配当金は年8円としました。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期
1株当たり当期純損益	75.69円	8.38円	12.14円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	3円 (3円)	6円 (3円)	8円 (3円)
配当性向	-	71.6%	65.9%
株主資本利益率	16.7%	2.1%	2.9%
株主資本配当率	0.7%	1.5%	1.9%

(注) 2003年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」を適用しています。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

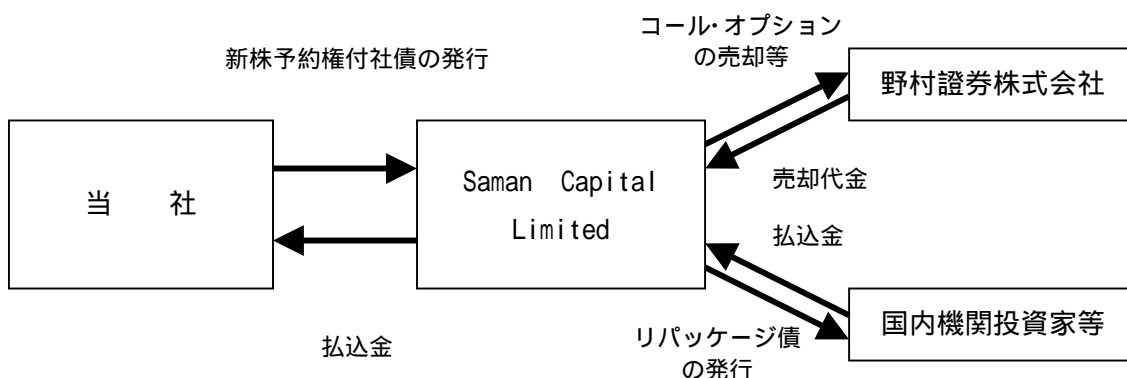
	2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期
始値	1,080円	928円	411円	808円
高値	1,380円	997円	835円	850円
安値	745円	398円	366円	627円
終値	928円	413円	807円	679円
株価収益率	-	49.3倍	66.5倍	-

(注)2005年3月期の株価については、2004年9月17日現在で表示しています。

(3) 割当先の概要

割当先の氏名又は名称		サマン・キャピタル・リミテッド (Saman Capital Limited)	
割当新株予約権付社債(額面)		2009年満期A号ユーロ円建転換制限条項付 転換社債型新株予約権付社債(500億円) 2009年満期B号ユーロ円建転換制限条項付 転換社債型新株予約権付社債(500億円)	
割当先の概要	住所	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT	
	代表者の氏名	取締役 キャリー・バントン	
	事業内容	リパッケージ債の発行を主目的とした特別目的会社	
	大株主及び持株比率	メイプルズ・ファイナンス・リミテッド 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当なし
		割当先が保有している当社の株式数	該当なし
	取引関係	該当なし	
	人的関係	該当なし	

(4) スキーム図



以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
